

契約締結後の公表

大阪府立茨木工科高等学校がシルバー人材センターから業務委託の提供を受ける契
約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1
7条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、大阪府財務規則第61条の
の規定により公表する。

令和3年4月1日

大阪府立茨木工科高等学校長 杉山 裕二

1. 業 務 内 容 学校施設・設備維持管理業務委託
2. 契約の相手方 茨木市東奈良一丁目4番1号
公益社団法人 茨木市シルバー人材センター
理 事 長 島川 譲
3. 契約の相手方とした理由 本件委託の「公益法人茨木市シルバー人材センター」は、
高齢者が就業を通じて生きがいの充実や、その労働能力
を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的と
して昭和56年に発足した公益社団法人である。
当センターは約1,600名の会員を有し、請負業務も
「植木の手入れ」「除草」「大工・左官」など多岐にわ
たっており、本府においても大阪府立茨木高等学校、大
阪府立北摂つばさ高等学校、大阪府立茨木支援学校にお
ける役務請負、清掃業務を受注するなどの実績がある。
今般、本校において当該業務を実施するにあたり、当セ
ンターより見積書を徴し、契約金額等を検討した結果、
価格についても適当であると思われる。
よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
の規定により、「公益社団法人茨木市シルバー人材セン
ター」と随意契約を結ぶこととする。
4. 契 約 日 令和3年4月1日
5. 契 約 期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日
6. 契 約 金 額 1,281,050円